

【公印・契印（省略）】

府益担第236号
令和7年4月16日

公益社団法人ピースボート災害支援センター
代表者 山本 隆 殿

内閣総理大臣
石破 茂

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和7年4月16日 から 令和12年4月15日 まで